

※「NGHỊ ĐỊNH VỀ quản lý tiếp cận nguồn gen và chia sẻ lợi ích từ việc sử dụng nguồn gen」  
(2017年6月1日入手)のNITEによる2017年6月30日時点での日本語訳です。  
※最新の正式な情報についてのご確認は、法令等の原文を参照のうえ、ベトナムのABSフォーカルポイントを通じて行うことをおすすめします。

政府  
-----

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福  
-----

番号: 59/2017/NĐ-CP

ハノイ、2017年5月12日

## 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する

### 政令

2015年6月19日付政府組織法に基づき、  
2008年11月13日付生物多様性法に基づき、  
2016年4月6日付薬事法に基づき、  
天然資源環境大臣の提議に従い、  
政府は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する政令を発行する。

## 第一章

### 総則

#### 第1条 規制範囲

本政令は、ベトナム社会主義共和国の主権に属する遺伝資源を利用するためのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理について定める。

#### 第2条 適用対象

本政令は、研究又は商業製品開発を目的として遺伝資源を利用するためにアクセスする組織及び個人に対して適用される。

#### 第3条 用語定義

本政令において、以下の用語は次の通りとする。

1. 「提供者」とは、生物多様性法第55条第2項の規定に従い、国家に遺伝資源の管理を割当てられた組織又は個人をいう。

2. 「アクセス者」とは、ベトナム社会主義共和国の主権に属する遺伝資源を利用するためにアクセスする組織又は個人をいう。
3. 「第三者」とは、権限のある当局から許可証を交付されたアクセス者から移転された、遺伝資源及びその派生物にアクセスする組織又は個人をいう。
4. 「バイオテクノロジー」とは、製品又は過程を特定の用途のために作り出したりは改変するため、生物システム、生体またはその派生物を利用するあらゆる応用技術をいう。
5. 「遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国際遵守証明書」とは、国家中央連絡先が生物多様性条約事務局の遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関するクリアリングハウスに掲載した、遺伝資源へのアクセス許可証及び遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書の基本的な情報を含む電子文書をいう。
6. 「派生物」とは、天然に存在する生化学的化合物であり、生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の過程で生ずるもの(遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。)をいう。
7. 「遺伝資源へのアクセス許可証」とは、アクセス者が、非商業目的の研究、商業目的の研究若しくは商業製品開発を目的とする遺伝資源へアクセスするために、権限のある当局により交付される文書をいう。
8. 「遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書」とは、それぞれの利用目的のために遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分を行うための条項及び条件に関する提供者とアクセス者の間の合意契約書をいう(以下「契約」という。)
9. 「名古屋議定書」とは、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の略称である。
10. 「遺伝資源の出所又は原産地」とは、野生状態の遺伝資源が生育する場所又は遺伝資源が栽培化され、長年生産されている場所をいう。
11. 「遺伝資源の利用」とは、本政令で定めるバイオテクノロジーの適用を含む、遺伝資源及びその派生物の遺伝的若しくは生化学的な構成を利用する研究及び開発活動をいう。

#### 第4条 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理における原則

1. ベトナム国家は、国家領土における全遺伝資源に対し主権を行使する。
2. 外国の組織又は個人であるアクセス者は、ベトナムの権限のある当局から許可証を交付された場合にのみ遺伝資源へのアクセスを行うことができる。
3. 国家は、ベトナムの組織又は個人が遺伝資源の研究及び開発活動を行うことを推奨する。
4. 遺伝資源の利用から生ずる利益配分は、遺伝資源の保全及び持続可能な利用における地域社会の役割を重視しながら、関係者間における公正性、衡平性を確保し、かつ、生物資源の効果的な管理、遺伝資源の科学的研究及び商業化過程の推進に寄与しなければならない。

#### 第5条 名古屋議定書の履行に関する国家中央連絡先

1. 天然資源環境省は、名古屋議定書の履行に関する国家中央連絡先である。
2. 名古屋議定書の履行に関する国家中央連絡先は、以下の責任を有する。
  - a) 遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しの一元的な管理を実施する。

- b) 名古屋議定書の規定に従った遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関するクリアリングハウスを通じた生物多様性条約事務局への情報の提供と交換の窓口となる。ベトナムにおける名古屋議定書の履行に関する国家報告書の作成を主管する。名古屋議定書締結締約国会議の決定の実施を建議、提案し、政府の分担に従い実施を取りまとめる。名古屋議定書に対する国家の義務の履行について調整し、取りまとめる。
- c) 他の国と連携し、海外におけるベトナムの遺伝資源の利用に適用される名古屋議定書の遵守措置を実施する。遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する二国間若しくは多国間の国際協力活動の実施を取りまとめる。

## 第二章

### 遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消し

#### 第6条 遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しの権限のある当局

- 1. 農業農村開発省は、栽培品種、家畜品種、養殖品種及び林業用種苗の遺伝資源に対する遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しを行う。
- 2. 天然資源環境省は、本条1項の規定に属さない遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新及び取消しを行う。

#### 第7条 遺伝資源へのアクセス登録及び許可証交付申請の対象

- 1. 以下の対象となる者は、遺伝資源へのアクセスを登録し、許可証交付を申請しなければならない。
  - a) 商業目的の研究、商業製品開発のために、遺伝資源へのアクセスを要求するベトナムの組織又は個人
  - b) いかなる目的でも、ベトナム領土において遺伝資源へのアクセスを要求する外国の組織又は個人
  - c) アクセスされた遺伝資源の海外への持ち出しを要求するベトナムの組織又は個人。ただし、本政令第20条に定める場合を除く。
- 2. 本条第1項に定める遺伝資源へのアクセスを登録し、許可証交付を申請する個人は、以下の要件を満たさなければならない。
  - a) 生物学、バイオテクノロジー、薬学又は農業科学分野のいずれかの学位(学士以上)を有する。
  - b) 生物学、バイオテクノロジー、薬学又は農業科学分野の組織が設立された国の法令規定に従い活動中の科学技術組織の構成員であり、かつ、本政令に添付して発行する付録の様式1号に従った文書により、これらの組織に保証されている。

#### 第8条 遺伝資源へのアクセス登録及び許可証交付申請の対象に対する要件

本政令第7条に定める遺伝資源へのアクセスを要求する者は、以下の各手順を実施しなければならない。

- 1. 権限のある当局に遺伝資源へのアクセスを登録する。

2. 提供者と合意し、契約を締結する。
3. コミュニレベルの人民委員会に契約書の認証を申請する。
4. 権限のある当局に遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類を提出する。
5. 遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査過程において権限のある当局の請求があった場合、情報提供、補充資料の提供、書類の完備を行う。

## 第9条 遺伝資源へのアクセス登録

1. 組織又は個人は、権限のある当局の本局への直接提出、郵送又は電子登録のいずれかの方法により、権限のある当局に遺伝資源へのアクセス登録書類(以下「登録書類」という。)を提出しなければならない。
2. 登録書類は以下のとおりとする。
  - a) 本政令に添付して発行する付録の様式2号に従った遺伝資源へのアクセス登録申請書
  - b) 国の法令規定に従って設立された組織の法人資格を証明する文書。登録する個人の身分を証明するために、権限を有する機関により交付され、かつ有効期間内の旅券、人民証明書、公民身分証明カード又は写真の貼付、個人情報記載があるその他の書類(以下「身分証明書」という。)のいずれかの原本又は認証付きの写し
  - c) 外国の組織又は個人の遺伝資源へのアクセスを登録の場合、ベトナムの科学技術組織との提携に関する文書がなければならない。
  - d) 複数の組織又は個人が参加する共同プログラム、プロジェクト、テーマに属する遺伝資源へのアクセス登録の場合、遺伝資源へのアクセス登録を代表する組織又は個人に対する委任状がなければならない。
3. 登録書類の受領日から10日以内に、権限のある当局は、遺伝資源へのアクセス登録の認証又は拒否について、拒否の場合は理由を明記し、登録した組織又は個人に書面で通知する責任を有する。

## 第10条 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する合意及び契約締結

1. 権限のある当局の遺伝資源へのアクセス登録認証書を取得した後、組織又は個人は提供者との合意、契約締結を行う。
2. 契約内容は本政令第15条の規定による。
3. 複数の組織又は個人が提携して遺伝資源を提供し、又はアクセスする場合、当該組織又は個人は一致して条項に合意し、共同で契約締結する。

## 第11条 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書の認証

1. 天然に遺伝資源が存在する場所又は提供者が本店を登記した場所のコミュニケーションレベルの人民委員会は、組織又は個人が申請した契約書を認証する責任を有する。
2. 認証の検討にあたり、コミュニケーションレベルの人民委員会に送付する書類は以下のとおりとする。
  - a) 権限のある当局により交付された遺伝資源へのアクセス登録認証書の写し

- b) 関係者間で締結された契約書
  - c) 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書の認証申請人の身分を証明するために、権限を有する機関により交付され、かつ有効期間内の旅券、人民証明書、公民身分証明カード又は写真の貼付、個人情報の記載があるその他の書類(以下「身分証明書」という。)のいずれかの原本
3. 契約書の認証に係る期限は、書類の受領日から3営業日を超えないものとする。

## 第12条 遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類

1. 遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類(以下「申請書類」という。)は、権限のある当局の本局への直接提出又は郵送のいずれかの方法により権限のある当局に送付されなければならない。申請書類は以下のとおり。
- a) 権限のある当局により交付された遺伝資源へのアクセス登録認証書の写し
  - b) 関係者間で締結し、コミュニケーションレベルの人民委員会により認証された契約書
  - c) 条件付きアクセス及び利用となる遺伝資源リストに属する遺伝資源へのアクセスの場合は、法令の規定に従った分野又は領域の管轄省庁の承認書
  - d) 個人が申請書類を提出する場合は、本政令第7条2項の規定に従った文書
2. 権限のある当局への申請書類送付期限は、遺伝資源へのアクセス登録認証書の発行日から最大で12か月である。期間を過ぎて送付される書類は無効とみなされる。

## 第13条 遺伝資源へのアクセス許可証の審査及び交付

1. 申請書類の受領日から5営業日以内に、権限のある当局は、以下のいずれかについて書面による通知を組織又は個人に送付する責任を有する。有効な書類の場合は、受理する。書類が有効でない場合は、書類の補充、完備を請求し、又は拒否する。申請書類を補充、完備するための期間は、その請求を書面で通知された日から60日を超えないものとする。
2. 審査機関
- a) 有効な申請書類の受領日から30日以内に、権限のある当局は、非商業目的の研究のための遺伝資源へのアクセス申請の審査を行う。
  - b) 有効な申請書類の受領日から90日以内に、権限のある当局は、商業目的の研究又は商業製品開発のための遺伝資源へのアクセス申請に対して審査評議会を設立する。審査評議会の構成員は、天然資源環境省、農業農村開発省、関係各省庁、遺伝資源へのアクセスが行われる場所の省レベルの人民委員会及び専門家である。
3. 審査内容
- a) 生物多様性法第59条に定める条件及び内容に対する適正性
  - b) 申請書類の情報の充足性及び正確性
  - c) 契約内容の現行の法令規定との符合性

- d) 生物多様性、経済社会に対する遺伝資源へのアクセスの影響評価
  - d) 組織又は個人の遺伝資源へのアクセス及び利益配分の実施能力
4. 審査結果が出された日から15日以内に、権限のある当局の長は、遺伝資源へのアクセス許可証の交付について検討し、決定する。遺伝資源へのアクセス許可証の交付を拒否する場合、権限のある当局は登録する組織又は個人に、拒否の理由を明記し、書面で通達する。
  5. 天然資源環境大臣及び農業農村開発大臣は、審査評議会の組織及び活動について定め、直属の部局を常任審査機関として指定し、当該機関の任務について具体的に定める。

#### 第14条 遺伝資源へのアクセスの目的変更、遺伝資源及びその派生物の第三者への移転、及び遺伝資源の利用から生ずる独創的な成果に対する知的財産権の登録

1. 遺伝資源へのアクセス許可証を取得した組織又は個人は、登録した目的のみにおいて遺伝資源を利用することができ、アクセスする目的の変更を要求する場合は、本政令第10条、第11条及び第12条の規定を実施し、新たに遺伝資源へのアクセス許可証を取得しなければならない。
2. 遺伝資源へのアクセス許可証を取得した遺伝資源及びその派生物の第三者への移転に対する要件は、以下のとおりとする。
  - a) 遺伝資源へのアクセス許可証に定められた利用目的の変更を伴わず、遺伝資源及びその派生物を移転する場合、移転する組織又は個人は遺伝資源へのアクセス許可証を交付した機関に書面で通知しなければならない。
  - b) 遺伝資源へのアクセス許可証に定められた利用目的の変更を伴い、遺伝資源及びその派生物を移転する場合、第三者は、遺伝資源及びその派生物の受入れ前に提供者と合意し、契約の締結を行い、本政令第10条、第11条、第12条の規定を実施しなければならない。
  - c) 遺伝資源へのアクセス許可証を取得した遺伝資源及びその派生物の第三者への移転は、遺伝資源へのアクセス許可証及び遺伝資源の利用から生ずる提供者への利益配分に関する規定を含めた、提供者とアクセス者の間で締結された契約に定められた義務の移転も含まなければならない。
3. 遺伝資源及びその派生物利用から生ずる独創的な成果に対する知的財産権の登録は、アクセスした遺伝資源の出所又は原産地を明記し、本政令第22条2項の規定を遵守しなければならない。

#### 第15条 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書

1. 契約は、本政令に添付して発行する付録の様式3号に従った主な内容を含む。遺伝資源の利用から生ずる利益配分に関する契約の合意内容は、本政令の規定を遵守しなければならない。
2. 契約は、権限のある当局による遺伝資源へのアクセス許可証の交付後にのみ発効する。
3. 遺伝資源へのアクセス許可証の有効期限満了時の契約の履行は以下のとおり。
  - a) アクセス者は、遺伝資源へのアクセス許可証の有効期限の満了時点以降は遺伝資源にアクセスできない。
  - b) 利益配分に関する契約条項は継続して有効である。

4. 遺伝資源へのアクセス許可証が取り消された場合の契約の履行は、本政令第 18 条 3 項の規定を遵守しなければならない。
5. 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分に関連する紛争、異議申立は、ベトナム法及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に従い解決される。

#### 第 16 条 遺伝資源へのアクセス許可証の内容及び期間

1. 遺伝資源へのアクセス許可証は、本政令に添付して発行する付録の様式 4 号に従い作成されなければならない。
2. 遺伝資源へのアクセス許可証の期間は、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類における遺伝資源へのアクセスの目的、計画に基づき、権限のある当局により確定されるが、最長でも 3 年を超えない。
3. 遺伝資源へのアクセス許可証を取得した組織又は個人は、当該遺伝資源を海外に持ち出す権利を有する。ただし、当該遺伝資源が輸出禁止又は制限されている遺伝資源リストに属する場合を除く。

#### 第 17 条 遺伝資源へのアクセス許可証の更新

1. 遺伝資源へのアクセス許可証の有効期限満了の 2 か月前に、遺伝資源への継続的なアクセスを要求する組織又は個人は、権限のある当局の本局への直接提出又は郵送のいずれかの方法により、許可証を交付した権限のある当局に遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書類(以下「更新申請書類」という。)を提出しなければならない。
2. 更新申請書類は以下のとおりとする。
  - a) 本政令に添付して発行する付録の様式 5 号に従う遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書
  - b) 取得した遺伝資源へのアクセス許可証の活動範囲及び当事者間で締結した契約の内容に関する、更新申請時点までの遺伝資源へのアクセス及び利用についての実施状況報告書
  - c) 取得した遺伝資源へのアクセス許可証の写し
  - d) アクセス者と提供者の間で締結した契約書の写し
  - d) 当事者間で継続的に実施される遺伝資源へのアクセスに関する提供者の承認書
3. 組織又は個人の適式な更新申請書類の受領日から遅くとも 30 日以内に、許可証を交付した権限のある当局は、遺伝資源へのアクセス許可証の更新を検討する責任を有する。更新決定を示す書類は、本政令に添付して発行する付録の様式 6 号に従い作成される。
4. 遺伝資源へのアクセス許可証の更新期間は、本政令第 16 条 2 項の規定に従い決定される。
5. 遺伝資源へのアクセス許可証を更新する組織又は個人は、規定に従った更新料を納付する責任を有する。

#### 第 18 条 遺伝資源へのアクセス許可証の取消し

1. 遺伝資源へのアクセス許可証は、権限のある当局により以下のいずれかに該当することが発覚した場合に、取り消される。

- a) 組織又は個人が、遺伝資源へのアクセス許可証の取得のために虚偽情報を提供した。
  - b) 遺伝資源へのアクセス及び利用行為が、ベトナムの環境、人、社会保障、国防又は国家利益を害した。
  - c) 取得した許可証の範囲外での遺伝資源へのアクセス及び利用行為が行われた。
  - d) 法令に定めるその他の違反がなされた。
2. 遺伝資源へのアクセス許可証に関する違反行為情報又は異議申立を受けた日から遅くとも30日以内に、許可証を交付した権限のある当局は、交付した遺伝資源へのアクセス許可証の取消し決定のための書類処理を完了しなければならない。遺伝資源へのアクセス許可証の取消し決定書は、本政令に添付して発行する付録の様式7号に従い作成される。
  3. 遺伝資源へのアクセス許可証の取消決定日から、遺伝資源へのアクセス許可証を取得した組織又は個人は以下の要件を満たさなければならない。
    - a) 許可証を取得した遺伝資源への継続的なアクセス及び利用をしてはならない。
    - b) アクセスした遺伝資源に対する利益配分に関する合意事項は、締結した契約の規定に従い、継続的に履行されなければならない。
    - c) 該当があれば、ベトナム法の規定に従い、環境及び生物多様性に対して損害を賠償し、回復させなければならない。

#### 第19条 遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新申請書類の審査費用

遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新申請書類提出時に、組織又は個人は、費用及び手数料に関する法令の規定に従った審査費用を納付する責任を有する。

#### 第20条 外国に遺伝資源を持ち出すベトナムの生徒、学生、研究生又は科学技術組織に対する要件

1. 学術用に遺伝資源の海外への持ち出しを要求するベトナムの生徒、学生又は研究生は、権限のある当局の本局への直接提出、郵送又は電子登録のいずれかの方法により、権限のある当局に以下の書類を提出する。
  - a) 本政令に添付して発行する付録の様式8号に従った学術用の遺伝資源の海外への持ち出し申請書
  - b) 生徒、学生又は研究生の身分を証明するために、権限を有する機関により交付され、かつ有効期間内の旅券、人民証明書、公民身分証明書又は写真の貼付、個人情報の記載があるその他の書類(以下「身分証明書」という。)のいずれかの原本又は認証付きの写し
  - c) 学術用の遺伝資源の海外への持ち出し及び利用を申請する生徒、学生又は研究生に関する基本情報を含む、ベトナムの生徒、学生又は研究生が修学する外国の科学技術組織又は研修施設の紹介状
2. 非商業目的の研究、分析、評価を行うために遺伝資源の海外への持ち出しを要求するベトナムの科学技術組織は、権限のある当局の本局への直接提出、郵送又は電子登録のいずれかの方法により、本政令第6条に定めた権限のある当局に以下の書類を提出する。

- a) 本政令に添付して発行する付録の様式 8 号に従った、非商業目的の研究用遺伝資源の海外への持ち出しを申請する文書
  - b) 科学技術組織の法人資格を証明する文書
  - c) ベトナムの科学技術組織の申請に基づく、外国の組織による遺伝資源受入れ同意文書
  - d) 海外への持ち出しを申請する遺伝資源に関連し、権限のある当局に認可されたプログラム、プロジェクト、テーマ又は任務を示す文書
3. 条件付きアクセス又は利用となる遺伝資源リストに属する遺伝資源の海外への持ち出しを申請する場合、組織又は個人は法令の規定に従った分野、領域の管轄省庁の意見書を添付して送付しなければならない。
  4. 有効な書類の受領日から 15 日以内に、権限のある当局の長は、本政令に添付して発行する付録の様式 9 号に従い、非商業目的の学術、研究用の遺伝資源の海外への持ち出し許可を検討し、決定する。拒否する場合、権限のある当局は、その理由を明記し、要求する者に書面で通達する。

### 第三章

#### 遺伝資源の利用から生ずる利益配分

##### 第 21 条 遺伝資源の利用から生ずる利益の形態

1. 遺伝資源の利用から生ずる利益は、金銭的又は非金銭的利益からなる。
2. 金銭的利益は以下を含む。
  - a) 取得の機会に関する料金又は採取その他の方法によって取得した試料ごとの料金
  - b) ロイヤルティの支払
  - c) 商業化の場合におけるライセンス料
  - d) 合意に基づく一括又は分割による支払金
  - d) 遺伝資源の利用過程で発生するその他の金銭的利益
3. 非金銭的利益は以下を含む。
  - a) 研究結果の共有
  - b) 商業製品の研究、開発、製造への参加権
  - c) 関連する科学技術情報へのアクセス権
  - d) 遺伝資源の提供者への技術移転
  - d) 遺伝資源の研究及び開発能力の育成、向上
  - e) 遺伝資源へのアクセスの独創的な成果への貢献の割合に応じた共有知的財産権
  - g) その他の非金銭的利益

##### 第 22 条 金銭的利益の配分方法

1. 遺伝資源の利用の過程で作られた製品に対する金銭的利益の配分は、その製品の年間の総収益の1パーセントを下回ってはならない。
2. 遺伝資源及びその派生物の移転から得られる又は遺伝資源の利用から生じた独創的な成果に対する知的財産権の利用から得られる提供者への金銭的利益の配分は、移転による総額又は知的財産権の利用による総収益の2パーセントを下回ってはならない。
3. 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる関係者への金銭的利益の配分は以下のとおりとする。
  - a) コミュニケーションレベルの人民委員会、保全区域管理委員会、国家管理に属する遺伝資源保存・保管施設、生物多様性保全施設、又は科学研究及び技術開発施設の国家が管理を割り当てた所有者が提供者である場合、本条第1項及び第2項の規定に従った金銭的利益の30パーセントが配分される。残りの70パーセントの金銭的利益は、国家に納付され、生物多様性の保全及び持続可能な利用に用いられる。
  - b) 遺伝資源の管理を割り当てられた組織、世帯又は個人が提供者である場合、本条第1項及び第2項に定められた金銭的利益の50パーセントが配分され、残りの50パーセントの金銭的利益は、国家に納付され、生物多様性の保全及び持続可能な利用に用いられる。

#### 第23条 非金銭的利益の配分

1. 遺伝資源の利用から生ずる非金銭的利益の配分は、当事者が合意し、契約書に記載される。
2. 非金銭的利益の配分対象は、外国の組織がアクセス者である場合国内の提携先又は提供者、及びその他の関連する組織又は個人である。
3. 科学研究結果の公表時、又は遺伝資源の利用から生じた成果に対する知的財産権の確立登録時に、組織又は個人は、アクセスした遺伝資源の出所又は原産地を明記しなければならない。

### 第四章

#### 情報及び報告

#### 第24条 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国際遵守証明書の掲載

1. 遺伝資源へのアクセス登録の認証、遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新又は取消しに関する文書又は決定書が出された日から5営業日以内に、農業農村開発省は、当該文書又は決定書の原本1通を、国家データベースを更新するために天然資源環境省に送付する責任を有する。
2. 権限のある当局による遺伝資源へのアクセス許可証の交付、更新又は取消しの日から15日以内に、天然資源環境省は、名古屋議定書の規定に従った生物多様性条約事務局の遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関するクリアリングハウスで、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する国際遵守証明書の公開又は削除を行い、関連事項を掲載する責任を有する。

#### 第25条 遺伝資源へのアクセス及び利益配分の実施結果報告

1. 本政令第7条第1項に定める対象は、許可証を交付した権限のある当局に以下の内容を書面で報告し、送付する責任を有する。

- a) 遺伝資源へのアクセス許可証に記載した遺伝資源へのアクセス期間内の活動報告
  - b) 遺伝資源の利用状況、結果に関する2年に1回の定期報告
  - c) 権限のある当局の請求による臨時報告
2. 本政令第20条第1及び第2項に定める対象は、学術、研究プログラム終了日から遅くとも3か月以内に、遺伝資源の海外への持ち出しを許可した権限のある当局に学術、研究結果についての報告を送付する責任を有する。
  3. 天然資源環境省は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の報告書の様式を発行し、実施を指導する。

## 第五章

### 実施組織及び施行条項

#### 第26条 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分に関する国家管理責任

1. 天然資源環境省は、以下の責任を有する。
  - a) 本政令の規定に従い、割当てられた内容の実施を取りまとめる。
  - b) 遺伝資源、遺伝資源に関する伝統的知識、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分に関する国家データベースを構築する。
  - c) 遺伝資源、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分に関する電子情報ポータルサイト、インターネットを用いた登録・報告システムを設立し、運営する。
  - d) 遺伝資源に関する伝統的知識へのアクセスの詳細について指導する。
  - d) 関係各省庁と連携し、遺伝資源の利用、遺伝資源に関する伝統的知識の利用から生ずる利益配分について指導する。
2. 農業農村開発省は、以下の責任を有する。
  - a) 本政令の規定に従い、割当てられた内容の実施を取りまとめる。
  - b) 管理範囲に属する遺伝資源に関するデータベースを構築し、天然資源環境省と遺伝資源に関する情報及びデータを提供、交換及び共有する責任を有する。
3. 保健省は、以下の責任を有する。
  - a) 割当てられた任務、権限の範囲内で本政令の規定を実施する。
  - b) 権限のある当局の要請により代表者を派遣し、薬用目的の遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査評議会に参加させる。
  - c) 遺伝資源へのアクセス許可証交付の審査活動に資する薬用目的の遺伝資源に関する情報及びデータを提供、交換及び共有する。
4. 各省庁、省庁同格機関、政府付属機関は、以下の責任を有する。

- a) 割当てられた任務、権限の範囲内で、権限のある当局の要請により、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査活動に参加する。
  - b) 該当があれば、管理領域の遺伝資源へのアクセス許可証交付の審査活動用の遺伝資源に関する情報及びデータについて、権限のある当局に提供、交換及び共有する。
5. 省レベルの人民委員会は、以下の責任を有する。
- a) 権限のある当局と連携し、遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類の審査活動を行い、管理域内の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分を管理する。
  - b) 権限のある当局の要請により、管理域内の遺伝資源に関する情報及びデータを提供する。
6. コミュニケーションレベルの人民委員会は、以下の責任を有する。
- a) 本政令の規定に従い、契約書の認証を行う。
  - b) 管理域内の遺伝資源へのアクセス許可証を取得した組織又は個人の遺伝資源へのアクセス及び関連活動の実施を監視する。
  - c) 遺伝資源へのアクセス許可証又は契約の違反事例について、権限に基づいた処理を行い、権限のある当局に報告する。
  - d) 書面での請求により、管理域内の遺伝資源へのアクセス許可証を取得した組織又は個人の遺伝資源へのアクセス及び関連活動について権限のある当局に報告する。

## 第 27 条 移行規定

1. 本政令が発効する前に権限のある当局に送付された遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類は、2010年6月11日付政令第 65/2010/ND-CP 号である生物多様性法の規定の施行に関する詳述及び指導要領の規定に従い検討、審査される。
2. 省レベルの人民委員会は、2017年12月31日までに天然資源環境省に遺伝資源へのアクセス許可証が交付された事例の書類を転送する責任を有し、同省が管理する。
3. 2009年7月1日から本政令発効前までにアクセスされた遺伝資源の継続的な利用を要求し、未だ遺伝資源へのアクセス許可証を取得していない組織又は個人は、本政令の規定に従い、遺伝資源へのアクセス登録及び許可証の交付申請を実施しなければならない。

## 第 28 条 施行効力

1. 本政令は 2017年7月1日より発効する。
2. 2010年6月11日付政令第 65/2010/ND-CP 号「生物多様性法の規定の施行に関する詳述及び指導要領」第 18 条、第 19 条、第 20 条を廃止する。
3. 大臣、省庁同格機関の長、政府付属機関の長、省、中央直轄市の人民委員会委員長は、本政令の施行に責任を負う。

政府代表  
首相

**送付先:**

- 共産党中央書記委員会
  - 政府首相、副首相
  - 各省庁、省庁同格機関、政府直属機関
  - 省、中央直轄市人民評議会、人民委員会
  - 党中央事務局、委員会
  - 書記長事務局
  - 国家主席事務局
  - 国会民族評議会、各委員会
  - 国会事務局
  - 最高人民裁判所
  - 最高人民検察院
  - 国家監査院
  - 国家財務監査委員会
  - 社会政策銀行
  - ベトナム開発銀行
  - ベトナム祖国戦線中央委員会
  - 各団体の中央機関
  - 政府官房: 担当大臣、副担当、政府首相補佐、政府ウェブサイト責任者、直属各局・部署、公報
  - 保管: 書類管理部、科学・教育・文化・社会問題部門
- (3b)

グエン・スアン・フック

付録

(2017年5月12日付政令第59/2017/ND-CP号に添付)

|      |  |
|------|--|
| 様式1号 | 科学技術組織による遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請人の身元保証書の様式  |
| 様式2号 | 遺伝資源へのアクセス登録申請書の様式                     |
| 様式3号 | 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書の様式             |
| 様式4号 | 遺伝資源へのアクセス許可証の様式                       |
| 様式5号 | 遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書の様式                 |
| 様式6号 | 遺伝資源へのアクセス許可証の更新決定書の様式                 |
| 様式7号 | 遺伝資源へのアクセス許可証の取消決定書の様式                 |
| 様式8号 | 非商業目的の学術/研究用遺伝資源の海外への持ち出し申請書(文書)の様式    |
| 様式9号 | 非商業目的の学術/研究用遺伝資源のベトナム領土からの持ち出し許可決定書の様式 |

保証人となる組織名  
\_\_\_\_\_

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福  
\_\_\_\_\_

番号: .....

(地名) 年 月 日

(権限のある当局)御中

**保証人:**

保証人となる組織名: .....

本店住所: .....

科学技術活動登録証明書の番号、記号: .....、交付日: .....、交付場所: .....

活動許可書を取得した科学技術分野: .....

組織の法定代表者名: .....

職務: .....

電話: ..... Fax: .....

**被保証人:**

氏名: .....

公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号: .....、  
交付日: .....、交付場所: .....

勤務先: .....

連絡先: .....

専門分野: .....

電話: ..... Fax: .....

メールアドレス: .....

被保証人(被保証人名)は、現在 (保証人名) の構成員であり、役職は...である。

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する政令  
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 訳  
2017年6月30日

本文書により、我々(保証人名)は、(保証人名)と(被保証人名)の間で...日付で締結した遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書第...号に定められた(被保証人名)氏の法的義務の実施において(被保証人名)氏の保証人となることを承認する。

契約書の誓約に基づく(被保証人名)氏の義務の履行が不十分な場合、我々は上記契約書に基づく(被保証人名)氏の義務に関する規定を実施する責任を負うことを宣言する。

本保証書は、署名日より発効する。

本保証書は、...通作成され、譲渡価値はなく、撤回不能である。

本保証書は、ベトナム法により調整及び解釈される。

**送付先:**

- 上記
- 保管: 書類管理部..

**保証人となる組織の法定代表者**  
(署名、氏名、役職名明記、捺印)

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

---

遺伝資源へのアクセス登録申請書

(権限のある当局)御中

1. 登録する組織又は個人に関する一般情報:

- 組織の場合: 組織の正式名称; 事業登録許可書、活動許可書又は設立決定書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 組織の連絡先となる担当者名; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス
- 個人の場合:
  - + 氏名; 公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス
  - + 個人の専門レベル及び専門分野
  - + 個人が構成員である科学技術組織に関する情報: 組織の正式名称; 科学技術活動登録証明書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 連絡先; 電話; Fax

2. 登録内容:

- アクセス登録する遺伝資源(一般名、学名、他の名前)
- 遺伝資源へのアクセス予定量(遺伝資源のサンプル数、数量/重量を明記)
- 遺伝資源へのアクセス目的
  - 非商業目的の研究
  - 商業目的の研究
  - 商業製品開発
- アクセス期間(開始、終了時期、アクセス期間は3年を超えないこと)
- アクセス場所
- 提供者
  - 提供者あり(提供者名、連絡先を明記)

提供者の紹介を要請

- 発生が予想される活動(もしあれば)

遺伝資源のベトナム領土からの持ち出し

アクセス目的を変更しない第三者への移転

### 3. アクセス計画予定:

- アクセス期間(開始、終了時期)

- アクセス方法(アクセスや利用の手段、ツール)

- アクセス場所(自然環境、生物多様性、収蔵品保全施設などにおけるアクセス)

- 遺伝資源の調査、収集を実施する国内の組織又は個人(名称、住所及び連絡窓口などを明記)

### 4. 該当する場合、遺伝資源に関する伝統的知識の利用:

遺伝資源に関する伝統的知識の利用予定についての概略の情報を記載する。

### 5. 登録申請書の添付資料(遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する 2017年\_\_月\_\_日付政令第\_\_/2017/ND-CP 号第9条2項に定めた添付資料、あればその他の資料を列 挙する)

### 6. 誓約

(登録する組織又は個人名)は、本登録申請書及び添付書類に提供された情報、データの信頼性について、ベトナム社会主義共和国の法令に対し、すべての責任を負うことを保証する。

遺伝資源へのアクセスの登録認証を申請します。

(地名)\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

登録する組織又は個人

(署名、氏名、役職名明記、捺印(あれば))

## 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書

(第.....号/提供者及びアクセス者)

- 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づき、
- 2015年民法典に基づき、
- 2008年生物多様性法に基づき、
- 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年...月...日付政令第/2017/ND-CP号に基づき、
- (提供者名)と(アクセス者名)の要求に基づき、

本契約書は、...年...月...日に(場所)において、以下の内容で作成される。

### 当事者:

#### 遺伝資源を提供する組織又は個人名(以下「提供者」という。)

- 組織の場合: 組織の正式名称; 事業登録許可書、活動許可書の番号、記号、交付日、交付場所、設立決定書又は遺伝資源へのアクセスを行う土地、水面の使用権証明書の番号、記号; 組織の代表者名; 職務; 組織の連絡先となる担当者名; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス
- 個人の場合: 氏名; 公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 遺伝資源へのアクセスを行う土地、水面の使用権証明書の番号、記号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス

### 及び

#### 遺伝資源にアクセスする組織又は個人名(以下「アクセス者」という。)

- 組織の場合: 組織の正式名称; 事業登録許可書、活動許可書又は設立決定書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 組織の連絡先となる担当者名; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス
- 個人の場合:
  - + 氏名; 公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス

+ 個人が構成員である科学技術組織に関する詳細情報: 組織の正式名称; 科学技術活動登録証明書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 連絡先; 電話; Fax

(複数の組織又は個人が提携して遺伝資源へのアクセスを行う場合、当該組織又は個人は、情報を不足なく提供し、また、一致して条項に合意し、共同で契約を締結しなければならない。)

双方は以下の内容で合意する。

**第 1 条 提供者及びアクセス者は、以下の具体的な情報で、遺伝資源の提供及び利用について一致する。**

1. 遺伝資源: 一般名、他の名前、学名
2. アクセスする遺伝資源のサンプル、アクセス方法、数量、重量: 標本数、重量、個体などを明記する。
3. 遺伝資源へのアクセス目的: 以下の 3 つのうち 1 つの目的を明記する。非商業目的の研究、商業目的の研究又は商業製品開発
4. 遺伝資源へのアクセス期間(開始、終了): 遺伝資源へのアクセス許可証の期限は最長 3 年
5. 遺伝資源へのアクセス場所
6. 遺伝資源の利用予定者、その利用活動場所の具体的な情報
7. 遺伝資源に関する伝統的知識の利用予定に関する情報(もしあれば)
8. 遺伝資源のベトナム社会主義共和国の領土からの持ち出しに関する情報
9. その他の合意事項

(詳細は、遺伝資源へのアクセス計画に添付の付録に記載)

**第 2 条 遺伝資源の利用から生ずる利益配分**

具体的な事例ごとに、提供者及びアクセス者は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する 2017 年\_\_月\_\_日付政令第\_\_/2017/ND-CP 号第 21 条、第 22 条、第 23 条の規定及びこれに関連するその他の規定に適した利益配分の形式、方法について交渉を行う。

**第 3 条 アクセス者の義務**

1. 遺伝資源へのアクセスに関して
  - 権限のある当局による遺伝資源へのアクセス許可証交付後に限り、遺伝資源へのアクセス計画に従い遺伝資源の調査、収集を展開する。
  - 本契約書第 1 条の規定に従い遺伝資源にアクセスする。
2. 遺伝資源の利用に関して
  - 本契約書に定められた遺伝資源へのアクセス目的に限り遺伝資源を利用できる。

-商業製品開発の場合は、提供者及び規定に従った権限のある当局に対し、遺伝資源利用状況、遺伝資源の利用及び商業化による収益に関する情報を定期的に通知、報告しなければならない。

3. 遺伝資源へのアクセス目的、利用目的の変更: 遺伝資源へのアクセス目的の変更は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年...月...日付政令第/2017/ND-CP号第14条1項の規定に従い実施される。
4. 遺伝資源へのアクセスに基づいた成果に対する知的財産権に関して

-アクセス者は、遺伝資源へのアクセス及び利用に基づいた成果に対する知的財産権の確立登録時に、提供者の遺伝資源の出所又は原産地に関する情報提供を確実に行う。

-アクセスした遺伝資源の利用から生ずる成果に対する知的財産権の商業化を行うとき、アクセス者は本契約書第2条に従った利益配分を確保し、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年...月...日付政令第.../2017/ND-CP号第22条2項の規定の遵守を確保しなければならない。

5. アクセスした遺伝資源の第三者への移転: 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年...月...日付政令第.../2017/ND-CP号第14条2項の規定に従い実施する。
6. 利益配分の義務: 本契約書第2条に定める利益配分を実施する。
7. 情報、報告制度: 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する政令及び遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する法令の規定に従った報告制度を実施する。
8. 提供者及び関係者に対し、規定に従った報酬、費用、課金、手数料、租税を支払う。
9. 当事者間の合意によるその他の義務

#### 第4条 提供者の義務

1. 遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請過程において請求があれば、アクセス者と連携する。
2. 本契約書第1条の規定に従い、遺伝資源をアクセス者に提供する。
3. 当事者間の合意によるその他の義務

#### 第5条 紛争解決方法

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分に関連する紛争、異議申立ては、ベトナム法及びベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約の規定に従い解決される。

#### 第6条 会計帳簿制度

アクセス者は、本契約書に関連する以下の内容を含む、会計帳簿及び報告書を正確かつ完全な状態で維持、更新する責任を有する。

1. 実施した取引
2. 領収書、請求書に関する個別報告

3. 会計帳簿は閲覧、検査が可能であり、一般的な会計基準に従い作成される。
4. 報告書、帳簿には、アクセスされた遺伝資源の利用、開拓により得た収益を記録し、正確な支払いを確保する。
5. アクセス者は、本契約の満了日又は解約日から\_\_年間は標本に関連する会計帳簿、報告書を保存しなければならない。本条項は契約の満了又は期限前解約時にも効力が維持される。
6. その他の合意事項

上記の内容以外に、具体的な事例ごとに、各当事者は以下の内容に関して合意することができる。

- 租税、費用、手数料
- 法令規定に適合した情報セキュリティに関する合意事項
- 保険
- 書類、帳簿の閲覧
- 契約書の修正、補充
- 契約の解約及び清算
- 不可抗力の場合
- 関連するその他の内容

本契約書は原本\_\_通からなり(それぞれ\_\_枚\_\_ページからなる)、双方が\_\_通ずつ保管し、権限のある当局に1通送付する。

**提供者**

(署名、氏名、役職名明記、捺印(あれば))

**アクセス者**

(署名、氏名、役職名明記、捺印(あれば))

(遺伝資源へのアクセス域内又は提供者の本店を登記した地)における(アクセス者)及び(提供者)による遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書

(コミュンレベル)人民委員会は原本1(一)通を保管する。

(地名) \_\_年\_\_月\_\_日  
コミュンレベルの人民委員会委員長  
(署名、氏名、役職名明記、捺印)

## 遺伝資源へのアクセス計画

(遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書に添付の付録)

### 1. アクセスする遺伝資源に関する一般情報

- 遺伝資源名(一般名、学名、他の名前)
- 遺伝資源のサンプル
- アクセスする遺伝資源の数量/重量(標本数、重量、個体などを明記する。)
- 遺伝資源へのアクセスの目的
- アクセスの期間(開始、終了): 遺伝資源へのアクセス許可証の期限は最長3年
- アクセス場所

*自然環境におけるアクセス:*

- + アクセスエリアの位置: 森林の場合はロット、プロット、小区画、その他の生態系の場合は地理座標を明記する。
- + 境界線: アクセスエリアの略図、地図(縮尺 1:10,000 以上)を添付し、自然の境界線を記述する。
- + アクセスエリア面積
- + アクセスエリアの生態系、動植物相エリアの現状

*生物多様性、収蔵品保全施設におけるアクセス:*

生物多様性、収蔵品保全施設に保存され、アクセスを予定する遺伝資源に関する情報(遺伝資源が収集された時期、場所)

### 2. アクセス計画

- アクセスの方法及び進め方(アクセスや利用の手段、ツール、サンプル収集時期/回)
- 遺伝資源の調査、収集に参加する国内の組織又は個人(名称、住所及び連絡窓口などを明記)

### 3. 生物多様性、経済社会に対する遺伝資源へのアクセスの影響評価

- アクセス場所の生物多様性、生態系、経済社会に影響を与える可能性がある作用の予測
- 上記の作用を防止、軽減するための措置の提案

#### 4. 遺伝資源の利用計画

- 遺伝資源の利用の目的及び予想される結果
  - 遺伝資源の特性、効用、利益の特定を含む、遺伝資源利用における、遺伝資源と関連する伝統的知識の利用(遺伝資源と関連する伝統的知識を記述し、当該遺伝資源の提供者との差異があれば、伝統的知識を提供する地域社会及び個人を特定する。)
  - 遺伝資源及びその派生物による商業製品研究、開発に参加する国内の組織又は個人(名称、住所及び連絡窓口などを明記)
  - 遺伝資源及びその派生物による商業製品研究、開発を行う場所
  - 該当する場合、発生が予想される活動
  - + 遺伝資源のベトナム社会主義共和国の領土からの持ち出し(ベトナム領土から持ち出す遺伝資源の数量/重量、回数などの詳細)
  - + 利用目的の変更を伴わない、遺伝資源の第三者への移転
- (ベトナム領土から持ち出される遺伝資源にアクセスする組織又は個人、アクセスした遺伝資源の持ち出し時期、利用活動予定に関する情報を添える)

#### 5. 遺伝資源の利用から生ずる利益配分の誓約

- (アクセス者及び提供者間の遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書において一致した、遺伝資源利用から生ずる利益配分の形式、方法)

…省

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

第: /QD-…

(地名)…年…月…日

## 遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する

### 決定書

(原書番号…日付…)

…大臣

…省の職能、任務、権限、組織構造を定める…年…月…日付政令第…/201…/ND-CP号に基づき、

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年…月…日付政令第…/2017/ND-CP号に基づき、

(組織又は個人名)の遺伝資源へのアクセス許可証の交付申請書類を検討し、

(常任審査機関名)の提議に従い、

### 決定

**第1条** 以下の者に遺伝資源へのアクセス許可証を交付する。

- 組織の場合: 組織の正式名称; 事業登録許可書、活動許可書又は設立決定書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 組織の連絡先となる担当者名; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス
- 個人の場合:
  - + 氏名; 公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス; 科学技術に関する専門分野
  - + 保証人となる組織に関する詳細情報: 組織の正式名称; 科学技術活動登録証明書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 連絡先; 電話; Fax
  - + 身元保証書の番号、記号、発行地名、日付; 身元保証書名; 文書発行組織

**第2条** 遺伝資源へのアクセス、利用範囲

1. 遺伝資源: 一般名、他の名前、学名

2. アクセスする遺伝資源のサンプル、アクセス方法、数量、重量
3. 遺伝資源へのアクセス目的
4. 遺伝資源へのアクセス期間(開始、終了)
5. 遺伝資源へのアクセス場所
6. 提供者(名称、連絡先詳細)
7. 遺伝資源の利用者、遺伝資源利用活動の実施場所の情報
8. 遺伝資源に関する伝統的知識の利用に関する情報
9. 遺伝資源のベトナム社会主義共和国の領土からの持ち出しに関する情報

**第3条** 許可証を取得した(組織又は個人名)の責任

1. 目的(登録した目的)のために遺伝資源を利用する。
2. 本決定書に添付して発行する遺伝資源へのアクセス計画を実施する。
3. 3. 年 月 日付(コミュンレベル)人民委員会に認証された、 年 月 日付(アクセス者)及び(提供者)による遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する契約書第 号の内容を実施する。
4. ベトナムを出所又は原産地とする遺伝資源及びその派生物へのアクセス及び利用時の報告義務及びその他の関連規定を遵守する。

**第4条** 本許可証は、署名日から 年 月 日まで効力を有する。

**第5条** (常任審査機関名)の長及び(組織又は個人名)は、本決定の実施に責任を負う。

**送付先:**

- 第5条による
- 国家中央連絡先
- (コミュン)人民委員会
- 保管: 書類管理部

大臣  
(署名、氏名明記、捺印)

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書

(権限のある当局)御中

1. 一般情報

- 遺伝資源へのアクセス期間の更新を申請する組織又は個人

+ 組織の場合: 組織の正式名称; 事業登録許可書、活動許可書又は設立決定書の番号、記号、交付日、  
交付場所; 組織の代表者名; 職務; 組織の連絡先となる担当者名; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス

+ 個人の場合:

氏名; 公民身分証明書又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メール  
アドレス

個人が構成員である科学技術組織に関する詳細情報: 組織の正式名称; 科学技術活動登録証明書の  
番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 連絡先; 電話; Fax

- ...年...月...日付...大臣による決定書第.../QD...号により取得した遺伝資源へのアクセス許可証

2. 実施済みの遺伝資源へのアクセス及び利益配分の活動状況、結果の概要

3. 遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請内容

- 更新申請に関する理由(理由を明記、説明): .....

- 更新申請期間: ...から...まで

4. 添付資料(遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年...月...日付  
政令第.../2017/ND-CP 号第17条2項に定めた添付資料を列挙する)

(組織又は個人名)は、本申請書及び添付書類に提供された情報、データの信頼性について、ベトナム社  
会主義共和国の法令に対し、すべての責任を負うことを保証する。

取得した遺伝資源へのアクセス証明書の更新の検討を申請します。

(地名) ...年...月...日  
申請する組織又は個人  
(署名、氏名、役職名明記、捺印(あれば))

…省

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

第: /QĐ-….

(地名) 年 月 日

## 遺伝資源へのアクセス許可証の更新に関する

### 決定書

..大臣

…省の職能、任務、権限、組織構造を定める年 月 日付政令第 /201 /ND-CP 号に基づき、

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年 月 日付政令第 /2017/ND-CP 号に基づき、

(組織/個人名)の遺伝資源へのアクセス許可証の更新申請書類を検討し、

(常任審査機関名)の提議に従い、

### 決定

**第1条** 遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する年 月 日付 大臣による決定書第 /QĐ 号における遺伝資源へのアクセス期間を年 月 日から年 月 日まで更新する。

**第2条** 本決定書で調整されない内容は、遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する年 月 日付大臣による決定書第 /QĐ 号に従い実施される。

**第3条** 本決定書は、署名日から年 月 日まで効力を有する。

**第4条** (常任審査機関名)の長及び(組織/個人名)は、本決定の実施に責任を負う。

大臣

(署名、氏名明記、捺印)

#### 送付先:

- 第4条による
- 国家中央連絡先
- ……(コミュニン)人民委員会
- 保管: 書類管理部

…大臣  
-----

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福  
-----

番号: /QD-….

(地名) 年 月 日

## 遺伝資源へのアクセス許可証交付決定書の取消しに関する

### 決定書

…大臣

…省の職能、任務、権限、組織構造を定める年 月 日付政令第 /201 /ND-CP 号に基づき、

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年 月 日付政令第 /2017/ND-CP 号に基づき、

(常任審査機関名)の提議に従い、

### 決定

**第1条** 遺伝資源へのアクセス許可証の交付に関する年 月 日付 …大臣による決定書第 号を取り消す。

決定書第 号において遺伝資源へのアクセス許可証を取得した(組織/個人名)は、ベトナムにおける遺伝資源へのアクセスを直ちに中止し、以下の義務を履行しなければならない。

.....

**第2条** 本決定書は、署名日より発効する。

**第3条** (常任審査機関名)の長及び(組織/個人名)は、本決定の実施に責任を負う。

大臣

(署名、氏名明記、捺印)

**送付先:**

- 第3条による
- 国家中央連絡先
- …(コミュニン)人民委員会
- 保管: 書類管理部

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福

非商業目的の学術/研究用遺伝資源のベトナム領土からの持ち出し申請書(文書)

(権限のある当局)御中

1. 登録する科学技術組織/個人に関する情報

- 科学技術組織の場合: 組織の正式名称; 科学技術活動登録証明書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 連絡先; 電話; Fax

- 個人の場合: 氏名; 公民身分証明書又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス; 生徒、学生、研究生が修学している科学技術組織又は研修施設に関する詳細情報

2. 海外への持ち出し目的

非商業目的の研究

学術

3. 海外に持ち出す遺伝資源に関する情報

| No. | 内容                                   | 詳細情報                   |
|-----|--------------------------------------|------------------------|
| 1.  | 遺伝資源名                                | (一般名、学名、他の名前)          |
| 2.  | 遺伝資源収集場所                             | (遺伝資源を収集した地域の住所、座標)    |
| 3.  | 遺伝資源収集時期                             |                        |
| 4.  | 遺伝資源サンプル                             | (収集、アクセス部位)            |
| 5.  | 収集した数量/重量                            |                        |
| 6.  | 収集方法の記述                              | (使用した手段、ツール、機器、アクセス形式) |
| 7.  | 遺伝資源に関する伝統的知識(利用があれば)                |                        |
| 8.  | ベトナム社会主義共和国の領土からの持ち出し登録をする遺伝資源の数量/重量 |                        |

#### 4. 提供者に関する情報

- 組織の場合: 組織の正式名称; 事業登録許可書、活動許可書、設立決定書又は土地、水面の使用権証明書; 組織の代表者名; 職務; 組織の連絡先となる担当者名; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス
- 個人の場合: 氏名; 公民身分証明書又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 土地、水面の使用権証明書の番号、記号; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス

#### 5. 遺伝資源の海外での利用に関する情報

非商業目的の学術/研究用に遺伝資源を受け入れる、外国の提携組織又は個人に関する具体的な情報を提供する。

#### 6. 申請書に添付する資料(遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年\_\_月\_\_日付政令第\_\_/2017/ND-CP 号第20条に定めた添付資料、あればその他の資料を列挙する)

#### 7. 誓約

(科学技術組織/個人)は以下を誓約する。

- 海外への持ち出し申請を行う遺伝資源は、非商業目的の学術/研究用にのみ利用する。
- 海外への持ち出し申請を行う遺伝資源は、第三者に移転しない。
- 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年\_\_月\_\_日付政令第\_\_/2017/ND-CP 号に定められた報告に関する義務を遵守する。
- 本申請書及び添付書類に提供された情報、データの信頼性について、ベトナム社会主義共和国の法令に対し、すべての責任を負うことを保証する。

非商業目的の学術/研究用に上記に申請した遺伝資源の海外への持ち出し許可の検討を申請します。

(地名) \_\_年\_\_月\_\_日  
登録する組織又は個人  
(署名、氏名、役職名明記、捺印(あれば))

…大臣  
-----

ベトナム社会主義共和国  
独立—自由—幸福  
-----

番号: /QĐ-….

(地名) 年 月 日.

## 非商業目的の研究、学術用遺伝資源の海外への持ち出し許可に関する

### 決定書

…大臣

…省の職能、任務、権限、組織構造を定める…年…月…日付政令第…/201…/ND-CP号に基づき、

遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関する2017年…月…日付政令第…/2017/ND-CP号に基づき、

(科学技術組織/個人)による非商業目的の学術/研究用遺伝資源のベトナム社会主義共和国の領土からの持ち出し申請書類を検討し、

(常任審査機関名)の提議に従い、

### 決定

**第1条** 非商業目的の学術/研究用遺伝資源の海外への持ち出し許可を受ける科学技術組織/個人に関する情報

- 科学技術組織の場合: 組織の正式名称; 科学技術活動登録証明書の番号、記号、交付日、交付場所; 組織の代表者名; 職務; 連絡先; 電話; Fax

- 個人の場合: 氏名; 公民身分証明カード又はこれに相当する書類の番号、交付日、交付場所; 連絡先; 電話; Fax; メールアドレス; 生徒、学生、研究生が修学している科学技術組織又は研修施設に関する一般情報

**第2条** ベトナム領土からの持ち出し許可を受ける非商業目的の学術/研究用遺伝資源に関する情報

1. 遺伝資源(一般名、学名、他の名前)
2. 遺伝資源のサンプル
3. 提供者に関する情報(名称、連絡先詳細)
4. 遺伝資源収集場所
5. ベトナム領土からの持ち出し許可を受ける遺伝資源の数量/重量
6. 海外における遺伝資源の利用場所(研究組織名、研修施設名、連絡先詳細)

**第3条** 許可証を取得する(科学技術組織/個人名)の責任

1. 許可証を取得した遺伝資源は、目的(非商業目的の学術又は研究)にのみ利用する。
2. 許可証を取得した遺伝資源を第三者へ移転しない。
3. 2017年\_\_月\_\_日付政令第\_\_/2017/ND-CP号の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益配分の管理に関するベトナム法、関連するその他の法令規定及び報告に関する義務を遵守する。

**第4条** 本決定書は、署名日より発効する。

**第5条** (常任審査機関名)の長及び(科学技術組織/個人名)は、本決定の実施に責任を負う。

**送付先:**

- 第5条による
- 国家中央連絡先
- 保管: 書類管理部

**大臣**  
(署名、氏名明記、捺印)